

（第1号様式）

女性

女性の活躍推進企業認定（新規・更新）申請書（記入例）

（あて先）名古屋市長

申請者

本社の住所、代表者の氏名などについて記入してください。

令和7年 月 日

本社所在地	〒○○○-○○○○ 名古屋市中区三の丸三丁目×番×号		
企業名	株式会社□□□□	記入担当者	部署名 氏名 電話番号 メールアドレス
代表者	役職名 ふりがな氏名 生年月日	〇〇 〇〇 昭和△△年△△月△△日	〇〇部人事課 □□ □□ 052-111- ×××× aabb @ aa.bb. ××

女性の活躍推進企業認定について、次のとおり申請します。

申請区分

企業の取り組み
（第2号様式「企業部門応募用紙」のとおりに）

従業員の取り組み
（第3号様式「従業員部門推薦用紙」のとおりに）

＜留意事項＞
◆申請書類は下記、名古屋市公式ウェブサイト掲載のwebフォームから、電子データでご提出ください。
◆資料には番号をつけ、該当箇所をマーカー等で明示してください。

1 名古屋市内の事業所名（本社が名古屋市内の場合のみ）

名称	〒 -
所在地	本社が名古屋市内の場合のみ市内事業所について記入してください。

2 企業の概要

右からあてはまる事業内容を1つ選択し記入してください。

設立年月日	昭和 年△月△日	資本金	1000万円
事業内容	①農林水産業 ②建設業 ③製造業 ④電気・ガス・熱供給・水道業 ⑤情報通信業 ⑥運輸業 ⑦卸売・小売業 ⑧金融・保険業 ⑨不動産業 ⑩宿泊・飲食業 ⑪教育、学習支援業 ⑫医療、福祉 ⑬サービス業（他に分類されないもの） ⑭その他		

	正規従業員数		非正規従業員数		合計	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
企業全体 （うち総合職）	100人 （20人）	150人 （50人）	40人	50人	140人 （20人）	200人 （50人）
うち市内事業所 （うち総合職）	100人 （20人）	150人 （50人）	40人	50人		

※総合職とは、コース別雇用管理を行っている企業等において「基幹的業務又は企画立案、対外折衝等総合的な判断を要する業務に従事し、原則転居を伴う転勤がある（厚生労働省）」コースを指します。コース別雇用管理を行っていない場合は括弧内は記入しないで下さい。
※この第1号様式の記載内容については、評価の対象とするものではありません。
※太枠部分の内容は認定された際には公表させていただきます。
※名古屋市内暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当するときは、女性の活躍推進企業として認定しません。また、認定決定後にその旨が判明したときは、認定を取消します。上記事由を確認する必要がある場合には、申請者に問い合わせのうえ愛知県警察本部に照会することがあります。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請書・企業部門応募用紙・従業員部門推薦用紙・申請前のチェックポイントは、名古屋市公式ウェブサイトの女性の活躍推進企業認定・表彰制度のページからダウンロードできます。

名古屋市の女性の活躍推進企業

検索

https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/49-2-19-1-0-0-0-0-0-0.html

申請から認定までの流れ

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

認定後

【募集期間】 9月12日（金） 期限
認定申請書、説明資料等を提出していただきます。

【一次審査（書類審査）】
【二次審査（ヒアリング審査）】 ※一次審査を通過した企業のみ

【認定・表彰】
●認定を受けた企業には、「認定証」と「認定プレート」を交付します。
●認定マークを名刺や発行する印刷物などに表示することができます。
●認定を受けた企業のうち、特に優れた活動を行っている企業を表彰します。
●名古屋市の入札・契約において、優先指名などの優遇措置があります。

認定期間は3年で、3年目に更新申請が必要です。
一度更新した後は5年ごとに更新申請が必要です。

令和6年度 新規
子育て支援企業（10社）

最優秀賞 ●日本特殊陶業（株）（※）
優秀賞 ●（株）アオキスーパー
●NDSインフォス（株）
●（株）テクノアスカ

令和6年度 新規
女性の活躍推進企業（17社）

優秀賞 ●（株）東産業 ●NDSインフォス（株）
●（株）熊谷組 ●Sky（株）
●大信設備（株） ●メタウォーター（株）
●（株）RKT ●足立建設（株） ●（株）荏原電産
●大矢建設（株） ●さとう建設（株） ●TSUCHIYA（株）
●東急建設（株） ●東芝プラントシステム（株）
●日本ゼネラルフード（株） ●（株）パロマ
●古河産機システムズ（株）（※）更新申請の表彰企業

その他にも！

ワーク・ライフ・バランス推進企業

名古屋経済局労働企画課
電話：052-972-3146 FAX：052-972-4129
E-mail：a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp
名古屋市のワーク・ライフ・バランス推進企業

ナゴ女応援！サイト公開中

ナゴ女応援！サイトでは、女性の活躍推進企業の優れた取り組みやイベント情報を発信しています。

【申し込み・お問い合わせ先】

【子育て支援企業】
名古屋市子ども青少年局企画経理課
電話：052-972-3081 FAX：052-972-4437
E-mail：a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
※お問い合わせはメールにてお願いいたします

【女性の活躍推進企業】
名古屋市スポーツ市民局男女平等参画推進課
電話：052-972-2234 FAX：052-972-4206
E-mail：a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

名古屋市の女性の活躍推進企業

検索

令和7年度

子育て支援企業

女性の活躍推進企業

を募集します！

子育て支援企業

制度概要
子育てにやさしい活動を行っている企業を認定します。
また、認定企業のうち、優れた取組をしている企業を表彰します。

対象企業
名古屋市内に事業所がある企業等。企業等には公益法人、NPO法人、個人商店なども含まれます。

女性の活躍推進企業

制度概要
女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定します。また、認定企業のうち、優れた取組をしている女性従業員も表彰します。

対象
企業部門
名古屋市内に事業所がある企業等。企業等には公益法人、NPO法人、個人商店なども含まれます。
従業員部門
管理職としてロールモデルとなっている女性。今まで女性が配属されてこなかった分野で働き、職域拡大の先駆者となっている女性。

認定を受けるメリット

●認定証と認定プレートを交付します。 ●認定マークを名刺や印刷物などに表示できます。
●名古屋市公式ウェブサイトなどで広く公表します。 ●就職展などで紹介します。
●市内の大学へPRを行います。 ●名古屋市の入札・契約における優遇措置があります。
●名古屋市信用保証協会において、信用保証料率を優遇したSDGs関連保証制度の対象となる場合があります。

募集期間 令和7年7月1日（水）から9月12日（金）

女性の活躍推進に取り組む中小企業を対象とした認証制度もございます。
詳しくは名古屋市公式ウェブサイトへ

チャレンジ企業認証

検索

名古屋市の女性の活躍推進企業

検索

（第1号様式）

子育て支援企業認定（新規・更新）申請書（記入例）

（あて先）名古屋市長

申請者

本社の住所、代表者の氏名などについて記入してください。

令和7年 月 日

住所	名古屋市中区三の丸三丁目
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇
氏名	株式会社□□□□ 代表取締役 〇〇〇 〇〇〇
生年月日	昭和△△年△△月△△日 （団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日）

＜留意事項＞
◆申請書類は下記、名古屋市公式ウェブサイト掲載のwebフォームから、電子データでご提出ください。
◆資料には番号をつけ、該当箇所をマーカー等で明示してください。

名古屋市の女性の活躍推進企業認定マーク

1 事業所の概要

名古屋市内の事業所について記入してください。

事業所の所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目		
フリガナ			
事業所の名称	株式会社□□□□	事業区分は、下記注のA～Nから選んで記入してください。	
事業区分（注）	C	資本金又は出資金	1000万円
従業員数	市内の事業所 100人	内女性	30人
	企業全体 150人	内女性	40人
記入担当者の所属及び氏名	企業全体の従業員数を下段に、そのうち市内事業所の従業員数を上段に記入し、それぞれ女性従業員数の内訳を右欄に記入してください。 （従業員数には、1年以上雇用している又は1年以上雇用が見込まれるパート・アルバイト等を含み、役員等は含みません。）		
電話番号			
電子メール			

2 子育て支援に関する理念・方針、取組内容等

（別紙1、2、3のとおりに）
別紙1は「子育て支援に関する理念・独自の取組み」を、別紙2、3は「評価項目及び配点の各項目に該当する取組み」を記入していただく様式です。

3 欠格事項に該当しないことの確認

□ 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第3条第2項の規定に該当しません。
※該当しないことを確認し、□にチェックを入れてください。該当する場合、子育て支援企業として認定しません。また、認定決定後にその旨が判明したときは、認定を取消します。
※上記要綱第3条第2項第3号の事由を確認する必要がある場合には、申請者の欄に記載されている情報を関係機関に照会することがあります。

申請書・別紙1、2、3・評価項目及び配点は、名古屋市公式ウェブサイトの子育て支援企業認定・表彰制度のページからダウンロードできます。

名古屋市の子育て支援企業

検索

https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000010803.html

子育て支援企業

【評価項目及び配点】

取組分野		取組項目	配点	
			中小企業 加算※1	
子育て支援に関する 理念・方針		子育て支援に対する考え方や組織体制等についてヒアリング審査を行います	－	－
子育て支援に関する 独自の取り組み等		当該取組を実施するに至った経緯や効果、工夫している点や配慮している点等についてヒアリング審査を行います	－	－
従業員に対する 家庭と仕事の 両立支援 従業員支援 (配点 52 点)	(1)	法定の個別意向聴取・配慮以外にも、両立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している	2	－
	(2)	次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる（各 2 点） ・育児休業（休業後は原職又は原職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている場合に限定） ・産前・産後休暇 ・子の看護等休暇	6	2 ※左記の 1 つ以上該当する場合
	(3)	3 歳から小学校就学期の子を養育する従業員が利用できる制度として、次のうち 3 つ以上の制度がある (制度が 3 つあると 2 点、4 つあると 3 点、5 つあると 4 点) ・始業時刻等変更（フレックスタイム制、時差出勤） ・テレワーク等（月 10 日以上） ・保育施設設置運営等（保育施設の運営その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配および費用負担など） ・養育両立支援休暇（年 10 日以上） ・短時間勤務制度（1 日の所定労働時間を原則 6 時間とする措置を含む）	2～4	2 ※左記のうち 3 つ以上の制度がある場合
	(4)	(3) のうち、同時に 2 つ以上の制度を利用できる	2	－
	(5)	法定を超えて短時間勤務制度を利用できる	2	－
	(6)	次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる（各 2 点） ・所定外労働の制限 ・法定時間外労働の制限 ・深夜業の制限	6	2 ※左記の 1 つ以上該当する場合
	(7)	ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている	2	－
	(8)	時間単位での年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している	2	－
	(9)	過去 3 年間に在職中に出産した女性の 8 割以上が育児休業を取得している	2	2
	(10)	産休・育休中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している	2	－
	(11)	男性の育児参画を促進する制度や取り組みを実施している（年次有給休暇の利用促進の取り組みを除く）	2	－
	(12)	過去 3 年間のうちに、男性育児休業等の取得率 50% を達成している年がある	2	2
	(13)	子育て支援出前講座〈名古屋子ども青少年局〉を受講している又は親学推進協力企業〈名古屋市教育委員会〉に登録している	2	－
	(14)	障害児や不登校児童生徒を養育する従業員を支援する制度がある	2	－

子育て支援企業					
取組分野		取組項目		配点	
				中小企業 加算※1	
1	従業員に対する 家庭と仕事の 両立支援 従業員支援 (配点 52 点)	(15)	妊娠（不妊治療）・出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある	2	—
		(16)	上記（1）～（15）以外で、不妊治療休暇など、独自の妊娠・出産・育児に関する制度がある※2	2	—
2	地域での 企業活動や 子育て活動との 協働による支援 地域貢献 (配点 39 点) * 名古屋市内での 取り組みや名古屋 市民を対象にした 取り組みに限る	(1)	子どもや子育て家庭向け商品を販売又はサービスを提供している	3	—
		(2)	なごや未来っ子応援制度（びよか）に協賛店舗・施設として協力している	3	—
		(3)	託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・店舗等がある	3	—
		(4)	赤ちゃんの駅として登録している※3	2	—
		(5)	来客の目に留まりやすい場所にマタニティマークを表示するなど、妊産婦への配慮を呼びかける取組を行っている	2	—
		(6)	子ども向けウェブサイトやパンフレット等を作成している	2	—
		(7)	こども 110 番の家に協力している	2	—
		(8)	子どもが参加する地域、NPO 法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース（部屋、駐車場等）を提供している	3	—
		(9)	子どもが参加する地域、NPO 法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的・金銭的支援を実施している	3	—
		(10)	地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職場見学、職業体験等を実施している	3	—
		(11)	インターンシップの受入れを通して地域の人材育成を図っている	2	—
		(12)	子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している	2	—
		(13)	行政との協働による子育て支援事業（子育て支援に関する講演会、シンポジウム等）を実施（協力）している	3	—
		(14)	企業活動として通学路や公園等の清掃活動を定期的に実施している	2	—
		(15)	企業活動として地域での交通安全活動や防犯・防災活動を定期的に実施している	2	—
		(16)	企業活動としてインクルージョンの観点を持った活動を実施している	2	—
3	その他 (他制度における 取り組み等) (配点 9 点)	(1)	子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定（トライくるみん認定）を受けている	1	—
		(2)	子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けている	2	—
		(3)	子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている	3	—
		(4)	（1）～（3）いずれかの「プラス」認定を受けている	1	—
		(5)	【従業員 100 人以下の企業のみ対象】次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	5	—

一次審査（書類審査）通過後、二次審査（ヒアリング）を実施します。

一次審査において取組分野1～3の合計が35点以上あることが通過の基準となります。

【1 従業員支援】・【2 地域貢献】の各項目で、それぞれ1つ以上の取組みが必要ですが、

- ※ 1 中小企業加算は、従業員300人以下の企業が対象です。
- ※ 2 不妊治療と仕事の両立支援については厚生労働省のホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html をご覧ください。
- ※ 3 赤ちゃんの駅についての詳細は <https://www.kosodate.city.nagoya.jp/play/baby.html> をご覧ください。

女性の活躍推進企業

<評価項目及び配点>

1 企業部門			
評価項目（一次審査）			配点
(1) 意識改革			10点満点
推進体制	1	女性の活躍促進に関する理念・方針などを定めている	3
	2	会社の意思としてのメッセージが社内に向けてトップから発信されている	1
	3	具体的なビジョン（目指す姿）が従業員に周知されている	1
	4	（目標を達成するための）活動を推進する体制が作られている	1
職場環境・風土の改善	5	固定的性別役割分担意識を解消するための取組を実施している（例：お茶くみや雑用を性別に関係なく分担 等）	1
	6	セクシュアル・ハラスメント防止のための取組を実施している	1
	7	女性従業員間のネットワークづくりをしている	1
	8	従業員の満足度や就業意欲を把握している	1
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進			5点満点
勤続年数の伸張	9	柔軟な働き方や、育児休業制度や介護休業制度を始めとしたワーク・ライフ・バランス（家事・育児・介護などの生活と仕事の両立）に関連した制度の利用・取得を促進している（例：在宅勤務、サテライトオフィス、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務 等）	1
	10	業務の効率化や長時間労働の是正をしている（例：業務の見直し、業務分担の見直し、残業削減、休暇取得の促進 等）	1
	11	過去5年間に育児休業・介護休業取得者がいる	1
	12	男女間（正規従業員）の平均勤続年数の差が平均以下である	1
	13	男女間の賃金差異を把握し、対応している（例：公表、原因の分析 等）	1
(3) 女性の活躍促進			19点満点
採用拡大	14	女性（総合職、専門職的な領域）の採用拡大に計画的に取り組んでいる	1
	15	女性（総合職、専門職的な領域）の採用割合に目標数値を設定している	1
	16	女性の応募を促すための取組をしている（例：会社案内等で活躍女性を積極的に紹介、求人先に女性の多い学校等を含める、女性求職者を対象とした職場見学会を実施 等）	1
	17	選考方法に配慮している（例：面接担当者への男女均等な採用に関する研修の実施、性別にかかわらず公正な選考マニュアル等を作成、採用権限のある者に女性を含め、選考の中立性を確保 等）	1
	18	女性が事実上満たしにくい採用条件を見直した（または、そのような条件がない）（例：身長、体重、体力や、転居を伴う転勤を要件としないこと 等）	1
	19	過去5年間に女性（総合職、専門職的な領域）の採用比率が増えている（または、女性の採用比率が30%以上ある）	1
	20	個人の能力に応じて非正規（パート・アルバイト・登録スタッフ等）から正規雇用となった従業員がいる	1

女性の活躍推進企業			
職域拡大	21	女性（正規従業員）の職域拡大に計画的に取り組んでいる	1
	22	女性（正規従業員）の職域拡大に目標数値を設定している	1
	23	安全や衛生面に配慮した、男女ともに使いやすい器具・設備等を導入している（例：トイレ・更衣室・休養室の整備 等）	1
	24	男女（正規従業員）ともにあらたな職域に配置する際に教育訓練を行っている	1
	25	非正規従業員（パート・アルバイト・登録スタッフ等）の能力を開発し向上させる取組がある	1
	26	過去5年間にあらたに女性（正規従業員）を配置した部署がある（または、すべての部署に配置したことがある）	1
管理職登用	27	女性の管理職（課長級以上）の登用に計画的に取り組んでいる	1
	28	女性の管理職（課長級以上）の割合に目標数値を設定している	1
	29	人事考課、昇進・昇格基準等が女性の管理職登用に直接的・間接的に不利になっていない	1
	30	モデルとなる女性を社内報などで紹介している	1
	31	男女ともに継続的な教育の機会が確保されている	1
	32	過去5年間に女性の管理職（課長級以上）比率が増えている（または、女性の管理職比率が10%以上ある）	1
(4) 女性の活躍推進のための積極的な取組み			4点満点
	33	国や都道府県の女性の活躍に関する認定または表彰等を受けている	1
	34	女性の活躍推進のための独自の取組を行っている ・女性の活躍支援に関すること （若手女性社員向け研修の実施やメンター制度の導入 等） ・育児や介護との両立支援に関すること （育児・介護ともに法定を上回る社内規定の明記 等） ・女性特有の健康課題への支援に関すること （女性の健康に関する研修の実施 等）	3
一次審査（書類審査）通過後、二次審査（ヒアリング）を実施します。 一次審査において1～34項目の合計が19点以上あることが通過の基準となります。			合計 38点

○ 資格要件・推薦分野
市内在住または、在勤の方で勤続年数（同一企業）概ね 10 年以上の正規従業員の方で下記推薦分野（１）もしくは（２）に該当し、今後の本市の男女平等参画施策にご協力いただける女性

（１）管理職（３年以上経験）として自社を代表するロールモデルとなっている。

（２）今まで女性が配属されてこなかった分野で働き、職域拡大の先駆者となっている。

評価項目（二次審査）		25点満点
1	職場での経歴・実績	10
2	周囲への影響・効果	10
3	ワーク・ライフ・バランス（家事・育児・介護など生活と仕事の両立）に取り組んでいる	5

一次審査では資格要件のみとし、二次審査（ヒアリング）を実施します。